

## 資料

秀明大学看護学部紀要  
P.45-53 (2023)

## 明治期における千葉県の看護 I

—看護の黎明 共立病院、公立千葉病院、県立千葉病院の諸規則からみて—

## Nursing of Chiba Prefecture in the Meiji period Part 1

—Dawn of nursing; Seen from various rules of Kyoritsu Hospital, Chiba Public Hospital, and Chiba Prefectural Hospital—

門川由紀江<sup>1)</sup>

Yukie Kadokawa

江口恭子<sup>1)</sup>

Kyoko Eguchi

## 要旨

千葉県近代的医療の起源となった共立病院は、その後公立千葉病院、県立千葉病院へと改組・改称している。その3病院の諸規則をもとに千葉県の看護の黎明について、看病から看護への移行の時期及び看護の進展経過を明らかにすることを目的とし、さらに同時期の全国及び千葉県内の病院に関する文献から考察を加えた。研究方法は、共立病院～県立千葉病院の諸規定史料を対象に、明治7年～明治20年代の期間の歴史調査研究である。結果、病院創設時以降の病院規則には「看病」の語句しかみられなかったが、明治15年の病院改組時の規則に「看護及び看護婦」の語句があり、看病から看護への移行期に入ったことが窺えた。この当時の看病・看護は医師主導で、佐倉順天堂及び東京大学医学部（前身の時代も含む）卒の医師が3病院の運営に携わり、千葉県の医療・医学を率いていた。共立病院～県立千葉病院への発展に伴って看護も徐々に形成されたが、3病院の看病人・看護人は医師の管理の下に置かれていた。しかし、与薬、病状観察、室内環境調整、病床整備、診察時の介助等、諸規定からみた職務内容は、現行法規上の『療養上の世話と診療の補助』の原点となり得るものだった。

キーワード：千葉県、看護史、明治時代、病院諸規則、看護体制

Key Words : Chiba prefecture, Nursing history, Meiji period, rules of Hospital, nursing system

## I. 序論

千葉県の近代的医療は、明治7年(1874)千葉町に共立病院(現在の千葉大学医学部及び同附属病院の前身)が開設された<sup>1)</sup>時点から始まったと言える。千葉県の近代的医療の起源からその後の進展についていくつかの報告がある中で、看護の発展に関しては史実の掘り起こしが十分されていない。共立病院の看護については、基準看護の原点を想起させる「一等ハ病者四人ニツキ看病人一人ヲ付ス」<sup>2)</sup>と共立病院規則や当時の新聞等をもとにその一部が発表されている。しかし、その後県立千葉病院時代を経て官立大学へ改組していく中での看護の進展の詳細は明らかにされていない。また、その当時に県内の病院で看病・看護に携

わった当事者の記述も見当たらない。

千葉県では明治30年代になって徐々に看護が形作られて、明治31年、34年と相次いで看護婦の組織的な教育が始まり、その卒業生が県内各地で活動をはじめ、明治末には県独自の看護婦規則を制定している<sup>3)</sup>。一方で国は大正5年(1916)に「看護婦規則」を制定し、ここから全国統一した基準に基づく看護婦養成が始まり、看護史においてはこの時が一つのターニングポイントになっている。そこで国の「看護婦規則」制定までの千葉県の施設内看護について調査研究し、千葉県で組織的な教育を受けた卒業生が活動を開始する以前と以後に分けて報告することとした。本論では、共立病院、その後改組した公立千葉病院及び県立千葉病院の諸規定をもとに「看病」から「看護」へと変化した時期とその経緯・過程を明らかにし、当時の医療社会状況の視点からも考察を加えた。

1) 秀明大学看護学部

1) Faculty of Nursing, Shumei University

本論文中、当時の法令・行政文書、機関名、職名は、一般的読解可能箇所は原文の通りに旧漢字又は旧表現とし、その他は新漢字に変換した。

尚、本研究において公開すべき COI はない。

## II. 研究方法

下記の史料を対象に、文献による歴史調査研究とした。

- 史料1. 共立病院規則 明治7年(1874)制定
  - 史料2. 公立千葉病院院則 明治9年(1876)制定
  - 史料3. 縣立千葉医学校並附属病院規則 明治15年(1882)制定
  - 史料4. 縣立千葉病院規程 明治21年(1888)制定
  - 史料5. 縣立千葉医学校並附属病院職員職務章程 明治15年(1882)制定
- 用語の定義:「看病」は病者の世話をすること、「看護」は保健師助産師看護師法に基づき、傷病者若しくは褥婦に対する療

養上の世話又は診療の補助を行うこと、とした。

倫理的配慮: 史料及び引用文献は、公開されているものを使用し、史料の解釈は恣意的に歪曲せず、引用にあたっては原文通り正確に記述することによって、学術的信頼性を保証するための研究倫理の配慮を行った。

## III. 結果

先ず、各病院の概要を述べ、次にその時々々の病院規則上の看病・看護について述べる。

### 1. 共立病院設置、公立千葉病院へ改称、その後縣立千葉病院へと改組

#### 1) 共立病院の設置

明治7年(1874)8月18日の「医制」公布より約2週間前の8月1日に、地元有志の献金によって開設した共立病院が診療を開始した<sup>4)</sup>。この共立病院の設置にあたり、千葉県は次のように広く県民に公表した。

#### 病院の事

今般県下千葉町へ病院を仮設し来る八月一日より開業致し候条治療相受度者は同院へ可申出候之別冊規則書相添此段布達候事 明治七年七月二十日<sup>5)</sup>

「病院の事」の文中に病院を仮設し・・・とあり、千葉県の行政当局は当初から共立病院は仮設であり新築移転を計画していた。竹内は仮設の状況に対し「民間病院を県が依託運営したというよりも献金を奨励しこれに応じた民間資金で建てた県病院を県有財産として運営したものと考えられる」<sup>6)</sup>と述べている。実際2年後に千葉県の運営となっている。また、この布達文書中の別冊規則書「共立病院規則」から、共立病院に看病人の存在が読み取れる。

#### 2) 公立千葉病院への改称

共立病院開設より2年後の明治9年(1876)10月に、公立千葉病院と改称し、同じ千葉町内に新築移転した。公立千葉病院は病院機能のほかに敷地内に医学教場を設置し近代医学教育を開始した。公立千葉病院及び附属の医学教場の設置で注目すべき点は、現在のように医学部に附属した病院ではなく、医学教育が病院に付設されたことである。

明治九年 千葉県 甲第183号

公立千葉病院院則並医学教場規則及び講習所規則別冊の通相定候條此段布達候事 明治九年十月三十一日<sup>7)</sup>

この時の「公立千葉病院院則」は、「共立病院規則」を一部改正したものであり、同院則の中にも看病人に

関する規定がみられる。

### 3) 県立千葉医学校附属病院への発展改組

明治15年(1882)、文部省は「医学校通則」を定め公布した。これに基づき公立千葉病院医学教場は新潟、金沢、長崎、岡山等とともに甲種医学校と認定され、同年7月に県立千葉医学校及び同附属病院と改組

した。この時から医学部と病院の関係性が現在のようになり医学部に附属した病院として整備された。県立千葉医学校への改組に合わせ、「県立千葉医学校附属病院規則」が制定され、その中に看護人及び看護長の業務が具体的に示された。

千葉県報 明治十五年 乙第167号

県立千葉医学校附属病院規則別紙之通相定め候条此旨相違候事

明治十五年七月二十六日 千葉県令 船越衛代理 千葉懸大書記官 岩佐為春<sup>8)</sup>

### 4) 県立千葉病院へ改称

その後、県立千葉医学校は明治21年(1888)に、1府10県を学区とする官立の第一高等中学校医学部となり国に移管された。その時病院は県立のまま、医学生の実習病院の位置づけをもって県立千葉病院と名称を変えて継続し、千葉町亥鼻へ新築移転した(現在の千葉大学医学部及び附属病院の地)。つまり、同じ敷地・建物内に国立の医学教育と県立の病院のスペースが混在し、文部省と千葉県が敷地・建物を共有使用した<sup>9)</sup>。明治21年(1888)、第一高等中学校医学部設置の際に千葉県は告示第71号を発令し<sup>10)</sup>、諸規定も整備した。その中の「県立千葉病院規程」には、看護関係職として看護婦と病室取締が定められた。

その後、官立第一高等中学校医学部は、明治27年(1894)に千葉医学専門学校と改称し、大正12年(1923)に千葉医科大学と改組しているが、県立千葉病院は、大正11年(1922)の千葉医学専門学校附属醫院に改称する<sup>11)</sup>時まで県立の病院として千葉県医療に貢献した。

## 2. 共立病院、公立千葉病院及び県立千葉病院の看病・看護

### 1) 共立病院規則からみた看病(明治7年～9年)

明治7年の「共立病院規則」は、「医局規則」、「入院規則」、「事務局規則」に分けられて看護関係職として「看護人」「看病人」「附添看病人」「雇看病人」の4職が記載されている。「共立病院規則」中の「看護人」に関しては、入院患者に処方書を基にして看護人に説明するように書かれている。同規則で「看護人」の文言は一か所しかなく、「共立病院規則」全体から見ると患者の看病にあたる人の総称として規則文に盛り込んだのではないかと読み取れる。「看病人」に関しては、患者側が看病のために家族等を付き添いさせるのは自

由にしてよいとし、病院側が紹介する看病人を雇うこともできると定めている。患者側の看病人を「附添看病人」、病院から紹介を受けた看病人を「雇看病人」と区別して記載している。また、病院は専任の「看病人」を病室ごとに配置し、入院室を等級化してそれに見合う入院料の徴収をすると定めている。入院室を1等～3等に区分し、1人部屋【1等室】は1人の看病人が4部屋担当し、3～4人部屋【2等室】は2部屋分を1人の看病人が担当した。10余人の大部屋は看病人が1人で担当するとして、病院が看病人を配置していた。つまり、看病人は、1人部屋を4部屋受け持ち、3～4人部屋を2部屋受け持ち、10人以上の大部屋を1人で受け持っていたということである。

看病人は医師の管理下に置かれていて、規定文には医師は看病人を管理・監督して看病人の勤務状況をみて毎月病院長へ報告するように書かれていた。

### 2) 公立千葉病院院則からみた看病(明治9年～15年)

明治9年の「公立千葉病院院則」は、前の「共立病院規則」から大きな改正はされず、一部の改正をして仮設の状態だった共立病院を改組・改称したものと考えられる。「公立千葉病院院則」では、「雇看病人」の文言が削除され附添看病人だけの表記になっているが、「長崎養生所、順天堂、蘭躰医院では入院患者の回りの世話をさせるために連れてくる自弁の『看病人』『付添人』を認めており<sup>12)</sup>とあるように、規定文には載せてないものの患者家族が看病人を個人で雇うことはその後も継続されていた。また、同院則でも、患者が家族やその他の人を看病のために付き添わせるのは自由であり、入院室を区分しその等級に合わせて専任の看病人を配置する点も変更されていない。ただし、2等室と3等室の入院料金が改定されている。明治7年時と同じく看病人は医師の監督下に置かれ、看護婦

や看護の文言は規定文にはみられない。

### 3) 縣立千葉医学校附属病院規則及び縣立千葉病院職員職務章程からみた看病・看護（明治15年～21年）

これまでの公立千葉病院と医学教場が「縣立千葉医学校と附属病院」に改組された時には、病院運営の根

幹規則に大幅な変更が加えられ、明治15年（1882）9月に制定された「縣立千葉医学校附属病院規則」は「総則」、「学用患者」、「尋常患者」、「病室」、「看護人」、「尋訪人」、「診察」の7章に分かれ、新たに「看護人」が章立てされた。「看護人」の業務は以下のように規定された。

- 新たに入院する患者には薬の用法そのほか病室の諸規則を懇ろに説示し且諸事不都合なき様取り扱うべし
- 患者の容体急に変わりたる事あれば、速やかに医局へ申し出るべし
- 診察用器械その他諸品入用の患者には回診前其の器品を取り揃え置くべし
- 回診及び臨時診察の時は其の受け持ち患者の側に附添うべし
- 回診の時は患者の帯類 釦 又は紐又は巻き布綿等を解き置くべし \*ルビは筆者らの追記
- 薬瓶の類は清潔に洗い殊に患者の所持せる品物は大切に扱うべし
- 患者の附添人へは薬の用法その他病院の規則等を具に説示し置きともに看護すべし
- 病室規則を守らざる患者あれば懇ろに相論し尚改めざれば看護長に申し出るべし
- 季候の寒暖により窓戸を開閉し空気流通に注意すべし
- 窓戸その他に破損あるか又は夜具布団等にも汚染ある時は看護長に申し出るべし

看護人だけでなく看護長も規定され、看護人は看護長に報告するだけでなく、看護長の指揮を受けることも定められた。

- 薬用摂生等は総て醫員及看護長の指揮に従うべし
- 外出するは、看護長の承認を得てその行き先を事務局へ届け置くべし
- 事故ありて外泊せんとする者は保証人の証書を以て看護長へ申し出其の承認を受くべし

看護長と看護人が病院業務を担う一員として病院の運営規則に規定されたことは大きな進歩だった。看護人の仕事が、患者と付添人の病院生活のための必要事項の説明、患者の病状観察と医師への報告、医療機器類の整備、診察の介助、病室環境の整備と、徐々に看護の業務が確立してきている。患者は、治療薬の内服や療養生活全般について、医師だけでなく看護長の指示にも従うことと、外泊及び外出は看護長の許可を得

ると規定された。

縣立千葉医学校及び附属病院への発展改組と同時に「縣立千葉医学校並附属病院職員職務章程」が制定された。同章程では、医学校校長以下教諭、寄宿舎職員、病院長、医員、当直医、薬局員、看護長、事務に至るまでその職務が規定されている中で、看護長の職務は次のように定められた。

- 院内患者の看護に関する一切の事を幹理する事
- 看護人を指揮し院内患者の看護に従事せしむる事<sup>13)</sup>

看護長は、看護業務の責任者として看護人を管理監督するように規定されたが、看護長が看護人の中から選任されたのか、看護長の氏名・性別などは不詳である。

なお、同章程では、医学校長の職務の中に「定額内に於て、門番小使看護人を雇入ること」とあり、看護人は職員ではなく雇人であった。看護人が雇人だった

のはこの後もしばらく継続され、明治30年度の縣立千葉病院歳入歳出報告の中の「諸雇給」を受ける職種として「看護婦」が載っている<sup>14)</sup>。看護婦が雇人でなく職員として病院に採用され看護婦監督に就くのは、明治30年代後半から40年代である。

4) 縣立千葉病院規程からみた看護(明治30年頃まで)

千葉県医学教育が国へ移管された明治21年(1888)に、それまでの縣立千葉医学校附属病院でなく縣立千葉病院として独立したため、病院運営の規則は大幅に修正され「縣立千葉病院規程」が制定された。

明治15年(1882)制定「縣立千葉医学校附属病院規則」と明治21年(1888)制定「縣立千葉病院規程」で規定内容を比較すると、まず第1条の設置目的が異なっている。

明治15年制定「縣立千葉医学校附属病院規則」	明治21年制定「縣立千葉病院規程」
<p>第一条 本院は千葉医学校に属し医学講習の用に供する入院患者及び衆庶の疾患を治療する所とす</p>	<p>第一条 本院は公衆の請求に応じ疾病を診療し傍ら第一高等学校医学部生徒の臨床実習を為す所とす</p>

医学教育のための病院から、地域住民の疾病治療を行い、その傍らで医学生の実習場ともするとの文言によって、患者主体の病院に軸足の向きを変えている。その他に「縣立千葉病院規程」ではそれまでの「看護

人」「看護長」に代わって「看護婦」「病室取締」が規定された。同規程には「看護長」の語句はみられなくなっている。「縣立千葉病院規程」には、患者が入院中に確守すべき事項として次のように盛り込まれた。

- 男女病室を区溝し互いに往来するを許さず要ある時はすべから病室取締の承諾を受くべし
- 薬用養生等はすべて医員の指揮に従うべし
- 医員回診前は各其の臥床を離れるべからず
- 金銭其他大切なものは病室取締に預け置くべし
- 外出せんと欲する者は医員の承諾を得て後其行先を病室取締に告げ置くべし
- 事故ありて外泊せんとする者は保証人より証書を得て病室取締に差し出し医員に指揮を受くべし
- 看護婦に過誤失錯ある時は其旨病室取締に申し出るべし

第3章「尋訪人の事」の中では、次のように定められた。

- 入院患者を尋訪せんとする者は其趣を病室取締に申し出て看護婦の案内を受くべし
- 尋訪人患者を看護せんが為病室に宿泊せんとする時は其趣を病室取締に申し出るべし

はじめて「看護婦」が使われている。そして、上記のようにそれまでの「看護長」の役割が「病室取締」に移行していた。明治21年(1888)3月の千葉県報に縣立千葉病院の人事が発表になり、縣立千葉病院長兼司療医長長尾精一を筆頭に計13名が掲載され、最後に氏名が記載されている職種が病室取締であった<sup>15)</sup>。

IV. 考察

1. 看病から看護へ

明治15年(1882)の縣立千葉医学校附属病院設置前までの規定においては、患者の世話をしたのは看病人と称された人だった。共立病院及び公立千葉病院では、入院料でランク付けした病室ごとに専任の看病人を病院が配置し、患者が看病のために家族等を付き添

わせることもでき、病院を通して看病人を雇入れすることも可能だった。これより少し後の時代になるが、縣立千葉病院が病院利用者に向けて作成した「縣立千葉病院案内」の中に、「付添看護人を雇入れるには、看護婦長にお申し込みなされば周旋致します。尤も此の付添看護人は本院の規則を守らせる約束で認可を与えてある者ですから前もってご承知置きありまし<sup>16)</sup>と、一文が載っていることから、付添看病人・付添看護人は病院と密接な関係を持ちながら病院内で看病の役割を果たしていたことがわかる。

又、後述するが初代共立病院長の二階堂謙は、佐倉療養所に置かれていた看病人頭取の存在<sup>17)</sup>は熟知していたと推測できるが、共立病院や公立千葉病院には看病人の管理監督者は置かれていなかった。「公立千

業病院院則」では、医師に対して看病人の取締に注意するようにとの規定があり<sup>18)</sup> 看病人は医師の監督下におかれたものの看病人は階層分けされていなかったが、これが当時の病院中枢部の意図の方針だったのかは定かでない。

病院創立から8年を経た明治15年(1882)に縣立千葉医学校附属病院と改組された時、看護人と看護長が規定されていることから、この時期より看病から看護への移行期に入ったと考えられる。この時の規定では、看護長は院内患者の看護に関するすべてを担い、看護人を指揮監督する位置づけだった。また、看護人の業務が具体的に定められ、与薬、病状観察、室内環境調整、病床整備、診察時の介助等、看護人の職務内容は現行法規上の『療養上の世話と診療の補助』に、かなり近いものだったと考えられる。県立の病院としての新たな出発時の病院規定に、看護人が条文化されて組織的にも病院運営の一翼を担うこととなったが、看護人の人数や性別、看護長は看護人の中から選定されていたのか等、実態は不明である。なお、平尾が、「『看護』の言葉のはじめは、陸軍が看護要員の教科書として明治8年に発行した『陸軍病院扶卒須知』で、その序文他に『看護』が使われている」<sup>19)</sup>と述べていることから、全国的にみれば「看護」の言葉が使われ始めた時期であるが、県内の他病院でも「看護」はなかったと推測できる。明治11年(1878)の第4次衛生局年報によれば、この当時千葉県の病院は、公立千葉病院とその分院の他に私立病院が4施設あった<sup>20)</sup>。他方、明治9年(1876)10月に、公立千葉病院長と医学教場教頭兼務の浅川岩瀬(東京大学医学部前身の東京医学校卒)が就任し医学教育を開始している。そして、翌年と翌々年にかけて公立千葉病院は県内15か所に医学講習所を設置して従来医師の漢方医を対象に、近代的医学の講習を実施し、県内3か所に公立千葉病院の分院も設置した<sup>21)</sup>。また明治13年(1880)6月に、長尾精一(東京大学医学部卒)が浅川岩瀬に代わり病院長兼医学教場教頭に就任し、同じ時に医学教場第1回生18名が卒業している<sup>22)</sup>。このような千葉県医療の現状から推測するに、衛生局年報に記載されている私立病院の一つが佐倉順天堂であることは間違いないものの、県内で他には近代西洋医学教育を修了した医師が病院を開設し、そこに「看護」が存在したとは考えにくい。

第一高等中学校医学部と改組された明治21年(1888)制定の「縣立千葉病院規程」に看護婦と病室

取締が規定された。病室取締の職務内容が詳細に定められ、病室取締は看護婦の管理監督者である上に患者の外泊・外出、貴重品の管理等が職務となり、病室及び病棟管理者の位置づけだった。また、同規程には看護婦の業務内容は規定されず、これまで看病人から看護人へと引き継がれる中で細かく規定されてきた職務に関して、削除された経緯は不明である。ただし、東京では有志共立病院で看護婦教育所開設(明治19年)、帝国大学医科大学附属第一医院(現東京大学医学部附属病院)で看病法講習開始(明治20年)等と同時期であり、東京大学医学部卒者が代々病院を率いていた縣立千葉病院の運営に関係がなかったとは言えないと考えるが、史実は不詳である。

この後、縣立千葉病院では施設の一部を日本赤十字社千葉支部に貸す形で、明治31年(1898)に日本赤十字社千葉支部看護婦養成所が設置され、その運営・養成は全面的に縣立千葉病院の医師が担い、組織的な看護婦養成が始まっていく。

## 2. 佐倉順天堂、東京大学医学部等をモデルに

共立病院は、千葉県初代県令(県知事)柴原和が佐倉順天堂の佐藤尚中に諮り、尚中の門弟だった二階堂謙が千葉県吏員と初代病院長を兼務し、二代目院長に渡すまでの4年間に病院の基礎を築いた<sup>23)</sup>。千葉県出身の佐藤尚中は、佐藤泰然の和田塾(後の佐倉順天堂)に入門して蘭方医学を学び泰然の養子となった。日本初の洋式医育施設である長崎養生所<sup>24)</sup>に遊学し、文久2年(1862)までの2年間、長崎養生所で学んだ<sup>25)</sup>。長崎養生所の開業時に長崎に居た佐藤尚中が、長崎での経験を生かし佐倉に戻った翌年の文久3年(1863)に佐倉養生所を設立した<sup>26)</sup>。その佐倉養生所には医師以外に、看病人頭取4人と看病人16人が配置されていた<sup>27)</sup>。長崎で西洋医学を学んだ佐藤尚中が佐倉養生所を開き、そこには看病人だけでなく、その取締役も配置していたということである。佐藤尚中は、その後東京に移り大学東校(東京大学医学部の前身)でも医学教育にあたり、明治6年(1873)に順天堂を開設した。その時の「順天堂入院規則」によれば病室ごとに看護婦を配置し、病院には看護婦の他、付添人が配置された<sup>28)</sup>。また、明治12年(1879)に改正した「順天堂入院規則」では、1等室から4等室まで入院金額が定められ病室付添人が配置されていた<sup>29)</sup>。

石出が、「人的関りから千葉大学医学部の起源を佐倉藩に求めることには無理があるだろうか」<sup>30)</sup>と述

べているように、初代共立病院長二階堂謙が師匠の佐藤尚中の教えを受けて、または影響を受けて「共立病院規則」を定め病院運営し、公立千葉病院にも反映させていたとするのが妥当な推測ではないだろうか。

二階堂謙病院長の後任は、東京医学校（東京大学医学部の前身）を卒業した浅川岩瀬である。浅川岩瀬の後任者長尾精一は、第一大学区医学校（東京大学医学部の前身）に入学し、明治13年（1880）に卒業し招かれて公立千葉病院院長兼医学教場教頭に就任し、その後明治35年（1902）まで22年間に渡り千葉大学医学部及び附属病院の前身時代を率いた<sup>31)</sup>。長尾精一は、病院長兼教頭に就任した時に薬学士の三村徳太郎を病院薬局長に就かせ、就任から半年後に「医学教場規則」の改正を実施して、それまでの医学教育3年を4年に充実させた。また、その約半年後には東京大学医学部を同時卒業した石川公一を病院長心得兼教頭心得に招き<sup>32)</sup>、長尾体制を盤石なものとした。つまり、長尾精一は、自分が学んだ医学教育と病院運営をベースにして千葉で実践に移したと考えられる。

明治15年の縣立千葉医学校及び附属病院改組時には、看護師及び看護長が規定され、明治21年の第一高等中学校医学部への改組時には、それが看護婦と病室取締になっているが、これらも長尾精一の東京大学医学部での学びや影響によるものと推測できる。現東京大学医学部は、明治初期の医療近代化への急速な流れの中で改組・改称を繰り返し、明治元年には「大病院」と称し、明治10年（1877）には東京大学医学部となっているが、この間に5回改組・改称（医学校兼病院、大学東校、東校、第一大学区医学校、東京医学校）している。東京府大病院規則（草案）には、看病方取締と看病方取締助が規定されていた<sup>33)</sup>。看病方取締らは、看病人の管理・監督者で、明治初頭の東京大学医学部附属病院の前身時代には、看病人のヒエラルキーが構築されていたと考えられる。

また、長尾精一及び石川公一と共に学んだ東京大学医学部明治13年卒のいわゆる同級生は、石川県や新潟県の縣立医学校へ赴任している<sup>34)</sup>ことから、その人脈が活用されていたのではないかとと思われる。「石川県病院貧病院規則」には、病院専任の看病人の存在や入院患者に関する「病院病人心得」もあり<sup>35)</sup>、縣立千葉病院との共通点が多々見られる。

石川縣立医学校及び新潟縣立医学校は、千葉縣立医学校他3学校と同様に、後に国立の旧制医科大学へ発展改組していて、医学教育の歴史の長い大学である。

### 3. 看護のはじまりは医師主導

明治初期の東京では、佐藤尚中の義弟である松本良順が、明治3年（1870）に東京早稲田に病院兼医学塾の「蘭躰医院」を開設した。私立「蘭躰医院」に関し新村は「医院専任の看病人がいて、医生・医師見習が療養上の世話と診察補助を担当させられていた」と述べていて、さらに続けて「蘭躰医院の看病人は、明治初期の幾つかの病院に置かれていた『看頭』にあたるものと言ってよい。看頭の職名は、佐倉療養所に置かれた看病人頭取の略かと思われる」<sup>36)</sup>。とも記述している。佐倉養生所の看病人頭取について石出は「藩の医制における漢方の廃止に伴って藩士である漢方医は養生所の看病人頭取・調剤方・針灸導引医師等看護師、薬剤師に相当する役に再配置されている」<sup>37)</sup>と述べていて、佐倉療養所の看病人頭取は医師であったことが判明している。また、慶應3年（1867）に金沢の加賀藩が設置した卯辰山養生所にも看頭が置かれていた。「卯辰山養生所では2棟の病人小屋に看病人が患者10人に対し2人の割で配置されており、医師である看頭が看病人の指揮にあっている」<sup>38)</sup>と記載がある。

千葉県でも、佐倉療養所の看病人の監督者は医師であったことから、明治15年（1882）の縣立千葉医学校附属病院の規程にみられる看護長が医師であった可能性が推測できるが、実態は不明である。

明治21年（1888）縣立千葉病院のスタート時に病室取締が初めて置かれたが、この病室取締は石川県立病院にも置かれていた。明治8年（1875）の「石川県病院貧病院規則」では、「第十九章：病室取締は時々病室などを巡回し不潔ならざる様注意すべし衣飾器什類の患者に害なきを要す、第二十章：看病人の勤情を督察し毎月その旨を主務医に申し出すべし」と、病室取締の職務が規定されている<sup>39)</sup>。

東京大学医学部前身である大病院時代の看病方取締及び看病方取締助について、亀山は「その時の職員名簿によればその職に就いた者は、後に医師になっていた」<sup>40)</sup>との記述があり、明治初期の東京大学医学部でも看病人の管理監督者は医師だった史実があった。

縣立千葉病院の「病室取締」だけが例外とはならないで、縣立千葉病院の「病室取締」も医師だった。明治22年（1890）の千葉県職員録によれば、「病室取締 鈴木太郎」<sup>41)</sup>と載っていて、その後明治27年（1894）の千葉県職員録には病室取締に長谷川高忠の氏名もあり、この時は2名体制だった<sup>42)</sup>。明治30年（1897）

の千葉県職員録では、病室締取は長谷川高忠のみとなり<sup>43)</sup>、人員配置はその時々で異なっていたようだ。なお、明治31年(1898)の全国版医師名簿に、長谷川高忠が県立千葉病院医師で掲載されている<sup>44)</sup>。

これより少し後の時代になるが、明治36年(1903)県立千葉病院が制定した「県立千葉病院職制」では、職名が病室取締でなく「病室監督」となって医長又は司療医が就任すると明記されている<sup>45)</sup>。

県立千葉病院は、大正11年(1922)に千葉医学専門学校附属醫院に改組されるまで継続したが、県立千葉病院の諸規定の中に「看護婦長」及び「看護婦監督」がみられるのは、明治36年(1903)制定の「看護婦服務心得」の中である<sup>46)</sup>。明治36年は、県立千葉病院看護法講習所第1回生の卒業年であり、県立千葉病院が2年間の組織的な看護婦養成を開始し、その第1回生の県立千葉病院への就職に合わせて制定されたものではないかとの推測が成り立つ。

## V. 結語

明治期初期から中期において千葉県では、共立病院、公立千葉病院及び県立千葉病院等によって、近代的医療が進んだ。それに伴い看護も発展していることからその過程を3病院の諸規則上から調べた。結果は、看病から始まり看護へと進み、看護への移行は看護人と看護長が配置された明治15年(1882)頃であり、その約6年後に看護婦とその管理監督者の病室取締が規定された。看護の発祥に大きく関与し影響したのが、千葉県内の佐倉順天堂及び施策に誘導され千葉の医療に貢献した東京大学医学部卒の医師らであった。

本研究は史料からみたものであり、実態に踏み込めていない。また、ここでは千葉県内で組織的な看護婦養成が開始される前までと区切って報告した。明治30年代になると県立千葉病院が看護法講習所を設置し組織的な看護婦教育を受けた卒業者が千葉県で看護活動を開始し看護を確立していくようになる。今後、その過程について、県立千葉病院の看護関連諸規則、その他の史料に基づき継続的に調査研究する必要がある。

## 引用文献

- 1) 千葉大学医学部創立八十五周年記念会：千葉大学医学部八十五年史, 4, 1964.
- 2) 鶴沢陽子：千葉県における明治期の共立病院看護, 日本看護研究学会雑誌, 16 (3), 114-115, 1993.
- 3) 千葉大学医学部附属看護学校50周年記念誌編集委員会：看護学校のあゆみ, 千葉大学医学部附属看護学校同窓会, 3, 1998.
- 4) 石出猛史：千葉大学医学部前史—共立病院・公立千葉病院時代—, 千葉医学雑誌, 87, 139-149, 2011.
- 5) 千葉縣史編纂審議会編：千葉縣史料 近代篇 明治初期3, 千葉県教育会, 137-142, 1970.
- 6) 竹内勝：明治・大正時代の千葉大学医学部附属病院の歴史, 千葉大学医学部皮膚科教室, 6, 1963(非売品).
- 7) 千葉県報, 1876(明治9)年 甲183号.
- 8) 千葉県報, 1882(明治15)年 乙167号.
- 9) 千葉縣立千葉病院：千葉縣立千葉病院一覽, 卷末 縣立千葉病院平面図, 縣立千葉病院, 1913.
- 10) 千葉県報 1888(明治21)年 告示第71号.
- 11) 千葉医学専門学校：千葉医学専門学校一覽 大正10年～11年, 6, 1922.
- 12) 新村拓：看護人の系譜, 山田慶児・栗山茂久共編「歴史の中の病と医学」, 思文閣出版, 385, 1997.
- 13) 千葉県報 1882(明治15)年 乙第165号.
- 14) 千葉県報 1897(明治30)年12月 明治30年度縣立千葉病院収支.
- 15) 千葉県報 1888(明治21)年3月 藁報 衛生.
- 16) 千葉縣立千葉病院：縣立千葉病院案内, 千葉縣立千葉病院, 9, 1909.
- 17) 学校法人順天堂：順天堂史 上卷, 順天堂, 573, 1980.
- 18) 千葉県報 1876(明治9)年 甲183号.
- 19) 平尾真智子：看護という言葉の使用のはじめ(第一報), 日本医史学雑誌, 42 (2), 55-56, 1996.
- 20) 内務省衛生局：衛生局年報, 明治11年7月—13年6月(第4,5次), 60, 第4次報告 調査期間：1878(明治11)年7月—1879(明治12)年6月.
- 21) 前掲書1), 6.
- 22) 前掲書1), 7.
- 23) 前掲書1), 3-5.
- 24) 河本令子：長崎の看護教育のあゆみ, 葦書房, 長



- 崎県, 12, 1991.
- 25) 佐倉市(2022.9.26): 佐倉順天堂記念館, 千葉県佐倉市公式ウェブサイト〈<https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/bunkaka/bunkazai/juntendou/5797.html>〉
- 26) 学校法人順天堂: 順天堂史 上巻, 順天堂, 568-573, 1980.
- 27) 前掲書 26), 573.
- 28) 前掲書 26), 653-654.
- 29) 前掲書 26), 726-727.
- 30) 石出猛史: 幕末における千葉県の医療制度に関する考察Ⅱ —佐倉藩の医療制度改革4—, 千葉医学雑誌, 72(4), 232, 1996.
- 31) 千葉県立千葉病院: 千葉県立千葉病院一覧, 県立千葉病院, 5, 1913.
- 32) 前掲書 1), 8.
- 33) 日本医史学会編, 中外医事新報, 1225号, 46, 1935.
- 34) 小関恒雄: 明治初期東京大学医学部卒業生動静一覽(一), 日本医史学雑誌, 33(3), 45, 1987.
- 35) 金沢大学医学部百年史編集委員会: 金沢大学医学部百年史, 52-59, 1972.
- 36) 前掲書 12), 385-386.
- 37) 前掲書 30), 231.
- 38) 前掲書 35), 386.
- 39) 前掲書 35), 54.
- 40) 亀山美知子: 近代日本看護史Ⅳ 看護婦と医師, ドメス出版, 30, 1984.
- 41) 市原寅松編: 在千葉県職員録 明治22年7月, 立真舎, 106, 1889.
- 42) 本間美国編: 千葉県職員録 明治27年12月, 積成舎, 87, 1895.
- 43) 上代宗三郎編: 千葉県職員録 明治30年3月, 立舎真, 40, 1897.
- 44) 山口力之助編: 帝国医籍宝鑑, 南江堂書店, 84, 1898.
- 45) 前掲書 31), 32.
- 46) 前掲書 31), 89.